

私文書偽造罪における 作成者の意義について

——名義使用の承諾を中心に——

三 宅 優 奈
(法学専攻 法政リサーチ・コース)

目 次

はじめに

第1章 文書偽造罪に関する基本概念

第1節 形式主義と実質主義

第2節 有形偽造の概念

第3節 名義人の概念

第4節 作成者の概念

第2章 名義人の承諾をめぐる判例

第1節 昭和50年東京高裁判決

第2節 昭和50年東京高裁判決以降の判例

第3節 小 括

第3章 名義人の承諾をめぐる学説の分析

第1節 否 定 説

第2節 肯 定 説

第4章 判例および学説の検討

第1節 否定説の検討

第2節 肯定説の検討

第3節 名義人自身の意思と観念の表示に着目する説による
問題解決の妥当性

おわりに

はじめに

「文書偽造の罪」は、刑法典第2編第17章に規定され、私文書、公文書および詔書に関する偽造行為等を処罰する。公務所または公務員が作成す

べき公文書は、私文書に比べて社会的信用がより高いとの理解から、公文書と私文書では処罰範囲が異なっている¹⁾。

現行刑法は、私文書について、原則として名義の冒用を処罰の対象とし、文書の作成者と名義人の人格の同一性が偽られている場合に「偽造」とする。よって、一般に、名義人から事前にその名義使用について承諾があった場合、作成者と名義人との人格の同一性に偽りはなく、私文書偽造罪は成立しないと解されている²⁾。一方で、判例では、特定の文書については「文書の性質」から名義人以外の者による文書作成が許されないとして、交通事件原票の供述書³⁾、一般旅券発給申請書⁴⁾、私立大学の入試答案⁵⁾（ただし傍論）、消費者金融のATMでの極度借入基本契約申込書⁶⁾、住民基本台帳カードの交付申請書類⁷⁾について、私文書偽造罪の成立を認めている。

判例が用いる「文書の性質」論に基づくと、他人名義での作成が許されない文書の性質について、どのような文書がこれに該当するのか明確な基準が示されていない。そのため、場当たり的な解釈を助長し、有形偽造に関する統一的な理解を妨げている。また、有形偽造の成立の有無が裁判所の判断に委ねられている現状では、行為の時点で当該行為が有形偽造に該当するか否かを判断することが困難であり、ひいては、刑法の保障機能を害することにつながりかねない。特に、名義人の承諾が一般的には認められるとされることとの関係において、この問題は一層顕著に表れる。私人の場合、自己の権利を処分できるため、公文書と比べて、承諾による意思主体の明示が問題となる。

そこで、本稿では、私文書の名義使用の承諾に焦点を当て、偽造概念に内在的な根拠付けによる問題解決をはかる。このような問題解決のために、第1章において、文書偽造をめぐる基本的な概念の整理を行う。第2章では、名義使用の承諾に関連する主要な判例を、そして、第3章では、これらに関する学説を概観する。それらを踏まえ、第4章では、これらの判例および学説を批判的に検討し、名義人自身の意思と観念の表示に着目する

説による問題解決を試みる。

第1章 文書偽造罪に関する基本概念

第1節 形式主義と実質主義

文書偽造罪における「偽造」の定義は、形式主義によるものと実質主義によるものの2つに大別される。形式主義とは、他人の名をかたって文書を作成する行為、すなわち名義の冒用を「偽造」として処罰するものである⁸⁾。形式主義はドイツ刑法において採用されており、我が国においても形式主義を採用している。すなわち、我が国の刑法典は、名義の冒用を偽造として中心的に処罰し、内容虚偽の文書を作成する場合を文書の虚偽作成として例外的に処罰する⁹⁾。公文書については、偽造（155条、特殊な類型として154条）と並んで虚偽文書作成（156条、更には157条）をも処罰するが、私文書については、原則として偽造（159条）のみを処罰し、虚偽文書の作成は、医師の作成する診断書等に限って処罰する（160条）¹⁰⁾。これは、私文書の虚偽作成の多くが、詐欺罪などの財産犯の手段として把握可能であるのに対し、公文書の虚偽作成は、国家等に対する公務員の忠実義務違反という瀆職罪的な色彩が見られる点による¹¹⁾。

一方、実質主義とは、フランス刑法において採用されており、虚偽作成も「偽造」に含めて処罰する立場である¹²⁾。

第2節 有形偽造の概念

我が国では、形式主義における「偽造」、すなわち名義の冒用を「有形偽造」とよび、虚偽作成・虚偽記入等を「無形偽造」とよぶ¹³⁾。

有形偽造の沿革をたどると、従来の有形偽造は、証書の全部または一部になされる贋造または改竄であって、文書を物理的に捏造する場合に有形偽造が成立するとされてきた¹⁴⁾。

これに対し、我が国では、有形偽造は、「作成名義人以外の者が、権限

がないのに、他人名義を用いて文書を作成すること」¹⁵⁾と伝統的に定義されてきたが、近時は、「文書の作成人と名義人の人格の同一性を偽ること」¹⁶⁾との定義が用いられている。

有形偽造に関し、上述のような沿革があることを踏まえつつも、本稿では、一般的とされている「名義人と作成者の人格の同一性を偽ること」という定義にしたがっておく。この定義に依拠する場合、名義人と作成者の人格の同一性の齟齬を判断するためには、名義人と作成者をどのように理解するかが重要となる。そこで、以下では、名義人の概念と作成者の概念について整理する。

第3節 名義人の概念

名義人とは、文書に表示された意思または観念の書面上の主体、すなわち文書から「作成者」として見て取れる者のことをいう¹⁷⁾。名義人に関する議論は、代理、代表名義による文書、肩書きや資格を冒用して作成された文書、さらには仮名や通称を使用した文書において、名義人の認定が問題となる¹⁸⁾。近年では、これらの名義人の認定が問題となる事例に対して、名義人に属性を取り込むことで有形偽造の成立を認める裁判例が主流となっているように思われる¹⁹⁾。なお、本稿では、名義人の事前承諾が問題となる各事例を検討するため、この問題には立ち入れない。

第4節 作成者の概念

作成者の概念については、観念説（意思説、精神性説）と事実説（物体化説）の対立がある。観念説（意思説、精神性説）によると、作成者とは、文書に表示された意思または観念の現実の主体であるが、一方、事実説（物体化説）によると、自らの手または身体で実際に文書を書いた者が作成者となる²⁰⁾。

観念説と事実説の相違は、例えば、社長秘書が社長の指示により社長名義の文書を作成した場合に現れる。観念説の場合は、文書に表示された意

思・観念の現実主体である社長が作成者となる。一方で、事実説の場合は、実際に文書を作成した秘書が作成者である。よって、秘書が作成者、社長が名義人となるために、作成者と名義人の人格の同一性に齟齬が生じ有形偽造が成立することになる。

文書制度において重要なのは、文書に表示された意思または観念の主体が誰であるかという点にある²¹⁾。事実説によると、前述のように社長に命を受けて文書を作成した場合にも有形偽造が成立し、不適当な結論となるため、観念説が妥当と考えられている。実際、事実説をとる学説はほとんどみられない。

また、両説の相違は、名義使用の承諾があった場合に有形偽造が成立するかについても同様に現れる²²⁾。一般に、観念説では、名義人から事前にその名義使用について承諾があった場合、作成者と名義人との人格の同一性に偽りはなく、有形偽造は成立しないと解されている²³⁾。他方、事実説においては、現実文書を書いた者が作成者であり、名義人と作成者が一致しないために、有形偽造が成立する。このように、承諾事例に関しては、観念説の立場をとるか事実説の立場をとるかで結論が異なり、両者に争いがある。

ただし、観念説の場合でも、名義人の承諾があるからといって、ただちに私文書偽造罪が不成立となるわけではない。作成者と名義人の人格の同一性に齟齬があった場合、名義使用の承諾があったとしても私文書偽造罪が成立する。以下、承諾事例をめぐる判例と学説を概観し、批判的検討を試みる。

第2章 名義人の承諾をめぐる判例

第1節 昭和50年東京高裁判決

東京高判昭和50年1月28日高刑集28巻1号22頁（以下、「交通反則切符事例①」とする。）は、名義使用の承諾事例の端緒となった裁判例であ

る²⁴⁾。事案は、運転免許の取消処分をうけたBが、Aから、「運転をしていて警察官に聞かれたら俺の名前を言ってもいい」との許諾を得て、警察官から免許証不携帯の取締りを受けた際に、Aの氏名を用いて交通反則切符の供述書に署名したというものである。東京高裁は、「一般に文書の作成名義人の承諾があれば、文書偽造罪の構成要件該当性は失なわれるものと解されている。通常の私文書についてみれば、名義人の承諾があれば、その名義を直接用いて文書を作成する権限が与えられたとみてよく、そのようにして作成された文書は名義人について私法上の効力を生ずるのであり、当該文書に対する公共の信用が害されることもないから、文書偽造罪の成立を認めるべき理由はない」として、一般に名義使用の承諾があれば、文書の私法上の効力が名義人に帰属し、公共の信用が害されないために、文書偽造罪は成立しないとした。しかし、以下のように述べて有形偽造の成立を認めた。

「本件における供述書の場合、……その内容は違反事実の有無等当該違反者個人に専属する事実に関するものであつて、通常の私文書とは著しく趣きを異にし、専ら道路交通法違反事件処理という公の手續内において用いられるべきものである……その性質からして、名義者本人によつて作成されることだけが予定されているものであり、他人の名義使用は許されないものといわなければならない。いいかえれば、名義人の承諾があつても、その名義を用いて供述書を作成する権限は生じ得ないものというべきである。いかに本人が承諾したからといつて、実際には違反をしていない者につき、違反者としての手續が進められるのを放置してよいとは考えられず、本件のような供述書が名義人につき効力を生ずることはあり得ないのであつて、結局、本件のような供述書作成によつて、供述書に対する公共の信用が害されることは明らかである。」

交通反則切符事例①の特徴は、2点あると考える。第一に、交通反則切符の供述書の「文書の性質」に言及した点である。本件においては、具体的な文書の性質として「特殊な公用文書性」および「一身専属性」を挙げて

名義者本人以外による文書の作成を無効としている。第二に、名義人に対する効力に言及している点である。通常の私文書の場合、名義人の承諾によって作成権限が付与され、その文書が名義人に対して私法上の効力を及ぼすことから、文書偽造罪の成立は否定されるとした上で、本件は、文書の性質上、名義人に対して効力を生じ得ないことを理由に有形偽造の成立を認めたものである。

第2節 昭和50年東京高裁判決以降の判例

本節では、交通反則切符事例①以降の判例が、どのような理由に基づいて私文書偽造罪の成立を認めているのかを年代別に概観し、判例の分析を行う。

第1款 昭和50年～昭和55年の判例

昭和50年以降、交通反則切符事例①で言及された「特殊な公用文書性」および「一身専属性」という「文書の性質」に基づき、有形偽造の成立を認めるものが主流となったように思われる。その例として、東京高判昭和54年8月28日高刑集32巻2号173頁、および、福岡高判昭和55年7月22日刑集35巻3号113頁は、文書の「特殊な公用文書性」および「一身専属性」という「性質」に基づいて有形偽造の成立を認めた。なお、これら2つの裁判例は、次に紹介する昭和56年の2つの最高裁決定の原審である。

また、名義人の事前承諾がある場合に、他人名義の運転免許申請書の作成が有印私文書偽造罪に当たるかが問題となった、大阪地判昭和54年8月15日刑事裁判月報11巻7＝8号816頁では、「たとえ、文書の名義人が事前に承諾を与えていたとしても、その文書の性質上、文書についての責任を名義人がとることができない場合には、その文書の公共信用性は損われるものといわなければならない（このことは、その文書が、私の手続内で使用される場合でも径庭を生じないと解される。）」として、名義人への責任転嫁があり得ないことを理由に有形偽造を肯定した。また、大阪地裁は、「たとえ名義人が事前にこれを承諾していたとしても、その結果が名義人

に生じるものではなく……このような運転免許申請行為の要素たる申請書の公共信用性の損われることは自明である」として、結果が名義人に生じ得ないことにも言及した。

第2款 昭和56年の2つの最高裁決定

昭和56年、交通切符又は交通反則切符中の供述書に関して、最高裁判所による2つの決定がなされた。そこで、最高裁がどのような理由づけによって有形偽造の成立を認めたのかを明らかにする。

まず、最決昭和56年4月8日刑集35巻3号57頁（以下、「交通反則切符事例②」とする。）である。事案は、酒気帯び運転等により運転免許停止処分を受けていたBは、無免許運転の取締りを受けた際、事前に名義使用の承諾を得ていた運転免許を有するAの氏名等を称し、交通事件原票中の「供述書」欄の末尾に「A」と署名したというものであった。最高裁は「交通事件原票中の供述書は、その文書の性質上、作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されないものであつて、右供述を他人の名義で作成した場合は、あらかじめその他の承諾を得ていたとしても、私文書偽造罪が成立すると解すべきである」とし、有形偽造を認めた。

次に、交通反則切符事例②と同様に、交通事件原票中の供述書欄末尾に、事前に承諾を得ていた運転免許を有する「A」と冒書したという最決昭和56年4月16日刑集35巻3号107頁（以下、「交通反則切符事例③」とする。）は、「BがAの名義で作成した本件文書は、いわゆる交通切符又は交通反則切符中の供述書であり、……その性質上、違反者が他人の名義でこれを作成することは、たとい名義人の承諾があつても、法の許すところではない」とし、同様に有形偽造の成立を認めた。また、谷口正孝裁判官は、その補足意見において、「本件供述書は、その性質上作成名義人たる署名者本人の自署を必要とする文書であると考える。法律上もそうなっている（刑訴法322条、刑訴規則61条2項参照）」として具体的な条文に言及し、自署性を要求している。

昭和56年の2つの最高裁決定は、文書の性質上、名義者本人以外による

文書の作成が法・法令上許されないことを理由に有形偽造の成立を認めたものである。しかし、いずれの最高裁の決定でも、具体的な法や法令には言及されていない。谷口裁判官は、交通反則切符事例③の補足意見において、刑事訴訟法322条と刑事訴訟規則61条2項を具体的な法令として指摘し、自署性を要求している。しかし、これらの刑事訴訟法、刑事訴訟規則が直接的に私文書偽造罪の成立根拠条文として援用できるかについて疑問がある。

第3款 昭和56年の2つの最高裁決定以降の判例

昭和56年の2つの最高裁決定は、法・法令の要請に基づき有形偽造の成立を認めた。そこで、それ以降の判例がどのような理由に基づいて有形偽造の成立を認めているかについて検討する。

まず、東京高判平成5年4月5日高刑集46巻2号35頁（以下、「替え玉受験事例」とする。）は、傍論として私文書偽造罪の成立を認めたものである。事案は、A私立大学の入学選抜試験に際し、同大学の各学部に入學を希望するYに合格点を取らせるため、Yに替わって現役の大学生Xらが受験し、解答用紙にYの氏名、受験番号を記入して、他人名義の答案を作成し、試験監督者に提出したというものであった。東京高裁は、入学試験の答案が事実証明に関する文書であるとした上で、「Yは、本件当時、自分に替わって他の者が本件入学選抜試験を受験することを認識していたとは認められず、仮に、……替え玉受験が行われることについて何らかの認識があり、これを承諾するものがあったとしても、本件各答案は、志願者本人の学力の程度を判断するためのものであって、作成名義人以外の者の作成が許容されるものでないことは明らかである」として、名義人の承諾が「有印私文書偽造、同行使罪の成立を妨げるものでない」と判示した。厳密には名義人の承諾があったと認定されていないが、傍論として、名義使用の事前承諾があった場合に、私文書偽造罪の成立が認められるとされた事例である。

次に、東京地判平成10年8月19日判時1653号154頁（以下、「一般旅券発

給申請書事例」とする。)は、文書の性質から自署性を要求し、有形偽造の成立を認めた。Aは、Bから日本人名義の旅券を欲しがっているCのために名前を貸してくれと頼まれ、報酬を受けることを条件にこれを承諾し、旅券発給申請に必要な戸籍謄本、住民票、健康保険証、印鑑登録証明書を準備し、自己の印鑑とともにこれを渡して、一般旅券発給申請書を作成し、交付を受けたという事案について、「一般旅券発給申請書は、その性質上名義人たる署名者本人の自署を必要とする文書であるから、たとえ名義人であるAが右申請書を自己名義で作成することを承諾していたとしても、……申請書を偽造してこれを行使したものというべきである」とした。また、Aは、文書偽造および同行使の実行行為自体は行っていないものの、本件犯行の実現のためにはAの関与が不可欠であったこと、報酬を受領していたことから、共謀共同正犯の成立が認められた。

さらに、仙台高判平成18年9月12日高刑速(平18)号329頁(以下、「ATMでの借入申込書事例」とする。)では、Yが、消費者金融会社が設置する自動契約機を利用して極度借入基本契約締結等を申し込む際の当該申込書に、Xの名を記載し、X名義の国民健康保険被保険者証を提示するなどして極度借入基本契約の申込を行った事案について、「消費者金融会社では、代理、代行を含め、名義人本人の承諾を問わず、名義人本人以外による申込みは受け付けておらず、名義人と申込人との同一性を確認して名義人本人の申込み等のみを受け付けており、かつ、そのことは申込人に表示等されていることは明らかであるというべきである。……本件契約締結等を申し込む本件申込書は、名義人本人でなければ作成、行使することができない性質の文書というべきであり、YがXと称してX作成名義の本件申込書を作成することはその人格の同一性を偽り、取引の安全を損ない、文書の信用性を損なうことが明らかである」と判示した。本件では、名義人本人でなければ作成、行使することができないという文書の性質に基づいて、有形偽造の成立が認められた²⁵⁾。

最後に、YがX名義で住民基本台帳カード(以下「住基カード」とい

う。)の交付申請書類を作成・行使し、市役所職員から住基カードをだまし取ったという事案について、東京高判平成29年6月20日高刑速(平29)号122頁(以下、「住基カード事例」とする。)は、「法30条の44は、住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、『自己に係る住民基本台帳カード』の交付を求めることができるとし(1項)、住基カードの交付を受けようとする者は交付申請書を住所地市町村長に提出し(2項)、住所地市町村長はその者に住基カードを交付しなければならない(3項)と定めており、住基カードの交付申請者・受交付者が本人であることを確認するための厳格な手続が定められている(平成27年政令第301号による改正前の住民基本台帳法施行令30条の15、施行規則36条)。これらの法令の趣旨に照らすと、住基カードの交付申請書及びその交付に関して本人確認を行うための文書である回答書は、その文書の性質上、作成名義人以外の者がこれらを作成することは許されないものであって、これらの書面を他人の名義で作成した場合には、あらかじめその者の承諾を得ていたとしても、私文書偽造罪が成立すると解される」と判示した。

本件は、名義者本人以外による文書の作成が、法令の趣旨に照らし許されないことを理由に、有形偽造の成立を認めたものである²⁶⁾。

第3節 小 括

判例は、原則として名義使用の承諾があれば偽造に該当しないとしつつ、例外的に「文書の性質」という文言を用いて、名義人以外の者による作成を許容しない立場をとっている。しかし、「文書の性質」の具体的内容や、他人名義で作成することを禁じる判断基準についての言及はなく、文書のどのような性質に着目するかについても年代において変遷している。交通反則切符事例①が、「特殊な公用文書性」、「一身専属性」という「文書の性質」に着目したのに対し、交通反則切符事例②、交通反則切符事例③は、「法・法令上」の要請に、一般旅券発給申請書事例は、「自署性」の要求に

依拠し、有形偽造の成立を認めている。

また、その後の住基カード事例が「法令の趣旨」に言及している点に鑑みると、文書のどのような性質に着目するかについては差異があるものの、「文書の性質」を用いて名義人の承諾を無効とする立場が判例において定着したものと考えられる。

ところで、近時は、「文書の性質」論が錯誤の問題にまで及んでいる。大阪地判令和3年10月20日²⁷⁾（以下、「金品出納簿事例」とする。）は、Bが、大阪府内の警察署に留置されているCに対する衣類の差入れを申込み際、被留置者金品出納簿の申込者欄に、Cの弁護士であった弁護士Aの所属事務所所在地を、電話番号欄に同事務所の電話番号を各記入し、氏名欄に「A」と署名して、同警察署職員に提出したという事案に関するものである。大阪地裁は、「大阪府警察留置業務取扱規程に根拠をもつ本件の被留置者金品出納簿については、文書の性質上、名義人自身による記載が予定される文書であると解するのが相当である。」とし、他方で、「Bが、Aの名前で差入れをすることについて、同人の承諾が得られていると誤信していた可能性がある。また、被留置者金品出納簿は、文書の性質上、名義人自身による記載が予定される文書であると解するが、Bがその点を認識していなかった可能性が否定できない。したがって、Bについては、有印私文書偽造・同行使罪の故意が認められないというべきである」として、錯誤の問題にまで文書の性質論を持ち出すことにより、有形偽造の成否を判示した。

第3章 名義人の承諾をめぐる学説の分析

名義使用の承諾があった場合に関する学説の議論は、判例の立場を支持する有形偽造肯定説と、これに反対する有形偽造否定説に大別され、両者の間で争いがある。本章では、第1節において有形偽造否定説を、第2節において有形偽造肯定説を整理する。

第1節 否 定 説

名義人の承諾があれば有形偽造は成立しないとする見解は、平野龍一によって有力に主張されてきた。平野は、名義人が「法律効果を引き受ける意思」に着目し、交通事件原票や替え玉受験の事例で有形偽造の成立を否定する。交通事件原票の事例については、作成名義人は、その法律効果を引き受けてよいといっている点が根拠となり、また、替え玉受験の事例については、作成名義人が、自己に法律効果が及ぶことを望んでいる点が根拠とされる²⁸⁾。替え玉受験の事例で、承諾者に法律効果を帰属させてはならないのは、承諾者が答案に示された能力を持つ者ではないからにすぎず、無形偽造の問題であるとする²⁹⁾。交通事件原票の事例（例えば、Aの承諾を得て、Bが、A名義の交通事件原票の供述書を作成した場合）も、Bが「自分はAだ」といったこと自体を虚偽申告として処罰するのが妥当であり、これらの点で、作成名義人が文書の法律効果の引受けを拒むために、公衆の信用が害される一般の有形偽造の場合と異なるとの見解を示されている³⁰⁾。

平野説によれば、作成名義人が法律効果を引き受ける限り、文書の公共の信用は損なわれないとされている。しかし、この見解を一般化することが適切かどうかについては検討の余地がある。

また、林幹人は、「名義人の表示意思」という基準に着目し、有形偽造の成立を否定する。

林は、文書が事実上、誰の意思に基づいて作成されたかを問題とする事実的意思説を主張し、作成権限を「名義人の表示意思に事実上基づいていること」とする³¹⁾。その上で、交通事件原票の供述書に関する事例の場合（例えば、Aの承諾を得て、Bが、A名義の交通事件原票の供述書を作成した場合）、BはAの事実上の表示意思に基づいてその文書を作成したのであり、Aは文書作成主体としての責任を免れないため、真正文書であるとして、有形偽造の成立を否定する³²⁾。すなわち、文書の作成主体の同一性についての偽りはなく、違反者の同一性という「内容」についての偽り

であり、無形偽造と解すべきとされる³³⁾。同様に、替え玉受験の事例の場合（例えば、Aの承諾を得て、Bが試験を受け、A名義の答案を作成した場合）にも、大学当局として偽られたのは、Aの学力についてであって、A名義の文書の作成の主体の同一性は偽られておらず、自筆性と、思想の主体の同一性についての偽り、すなわち無形偽造とする³⁴⁾。

しかしながら、有形偽造否定説については、その結論の妥当性に疑問の余地がある。交通事件原票や入学試験の答案などについて、果たして本当に文書に対する公共の信用が失われていないと一概に言い切れるであろうか。この点については、第4章において詳細に検討することとする。

第2節 肯定説

多くの学説は、有形偽造肯定説を支持しており、その根拠は多岐にわたる。本節では、これらの学説を、文書偽造概念からみて外在的に説明する学説と、内在的な観点から説明する学説に大別し、各学説を整理する。

文書偽造概念からみて外在的な理由で有形偽造の成立を肯定する説は、違法な目的による承諾は無効であるとする見解、文書の性質に基づき名義人の承諾を無効とする見解、名義人への責任転嫁が認められないことを理由に有形偽造を肯定する見解などが挙げられる。

一方、偽造概念そのものからの説明を試みる説は、文書の名義人を実質的に解釈する見解、さらには、承諾者の意思に着目する見解などがある。

以下でこれらの学説を分類し整理した上で、第4章において詳細に検討することとする。

第1款 文書偽造概念からみて外在的な理由で有形偽造の成立を肯定する説について

第1目 違法な目的による承諾を無効とする見解

本見解に立つ論者として、木村亀二は、承諾や代理権に基づいて本人名義の文書を作成する場合、文書が真正であるためには承諾や権限が適法であることが必要であり、例えば、第三者を欺く目的で承諾や授権が行われ

た場合、有形偽造を免れないとする³⁵⁾。木村説に基づくと、第2章でみた交通反則切符事例②では、取締りをする警察官を欺く目的で交通事件原票の供述書が使用されたため、違法な目的に基づく承諾であると認定され、有形偽造の成立が肯定されるだろう。一方、代理や代筆など適法な代理権が授与されていた場合には、有形偽造の成立が否定されると考えられる。

木村は、承諾や代理権の適法性に焦点を当てており、承諾が違法な目的でなされた場合に文書が有形偽造にあたると主張している。しかし、この見解は、文書の使用目的の違法性と作成権限とは別問題であるとして、今日では一般的に支持されていない³⁶⁾。

第2目 自署性の要求に基づく見解

文書の性質上、自署性が必要であるとする見解は、川端博や前田雅英によって主張されている³⁷⁾。川端は、「文書内容が、直接、本人自身によって表示されること自体が一定の証拠性を有する文書については、文書の作成が本人の『意思』に基づいていることよりも、むしろ本人自身が『直接』その文書を作成したことが重視される」とし、そのような文書においては、「名義人の文書作成に関する『意思』は重要性をもたず、その承諾は無効となる」としている³⁸⁾。

また、前田は、文書の種類・性質によっては、名義人と作成者の厳格な同一性（名義人本人でなければ作成できない文書）が必要であり、厳格な同一性を要求する根拠は、文書ごとの実質的な解釈が必要であるとする³⁹⁾。交通事件原票の場合は、その内容が違反者本人に専属し、公の手続きに用いられるという特殊な性格を持っていること、簡易迅速な処理を目指す反則制度においては、名義人と作成者の同一性が保証されなければならないことを挙げている⁴⁰⁾。

これらの見解は、観念説の立場を前提としながらも、特定の文書については事実説を適用し、有形偽造を肯定している。我が国の判例や多数説が観念説の立場を前提としている以上、特定の文書に対して事実説を持ち出すことの根拠や、観念説と事実説を使い分けることが理論的に許されるの

かについて疑問の余地がある。

また、谷口裁判官は、第2章でみた交通反則切符事例③における補足意見の中で、刑事訴訟法322条と刑事訴訟規則61条2項を具体的な根拠法令として指摘し、自署性を要求している⁴¹⁾。しかしながら、私文書偽造罪の成否という実体法の解釈問題に、手続法の要件を援用することの妥当性について批判がある⁴²⁾。

第3目 法令上の要請に基づく見解

種々の法令上の要請がある文書であることを理由に名義人の承諾を無効とする見解は、最高裁決定において言及されている。例えば、第2章でみたように、交通反則切符事例②は「交通事件原票中の供述書は、その文書の性質上、作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されないものであつて、右供述を他人の名義で作成した場合は、あらかじめその他人の承諾を得ていたとしても、私文書偽造罪が成立すると解すべきである」とした。また、交通反則切符事例③も「BがAの名義で作成した本件文書は、いわゆる交通切符又は交通反則切符中の供述書であり、……その性質上、違反者が他人の名義でこれを作成することは、たとい名義人の承諾があつても、法の許すところではない」としている。もっとも、両判例では、名義人以外の者がこれらの文書を作成することを禁じる具体的な法や法令については言及されていない。

また、学説においては、吉田淳一は、交通反則切符の供述書は、その公の手續上、名義人と実際の作成人とが一致していることが法令により求められているものであり、そのような文書に他人が名義使用の承諾を与えても、当該文書の性質から、本来承諾を与えることができないものに承諾を与えたにとどまるとしている⁴³⁾。また、福田平も、文書の性質上、他人名義で作成することが法令上許されない文書については、事前に名義人の承諾があつても、作成者は適法に作成権限をえたことにならず、文書偽造罪が成立するとしている⁴⁴⁾。

さらに、成瀬幸典は、(1)名義人が、文書に表示される意思・観念を自

己に帰属させる意思を有していること、(2)事実としての文書作成者が、文書に表示される意思・観念を当該名義人に帰属させる意思を有していること、(3)他人名義の文書を作成することが法的に許容されていること、の3つの要件が具体的事実関係において認められる場合に、文書偽造罪が成立しないとする⁴⁵⁾。(1)・(2)の事実が認められれば、原則として文書上の意思・観念は名義人に帰属され、名義人が作成者と認められるが、文書の性質等から、他人名義での作成が法的に許されないと考えられる例外的な場合には、(3)の要件が欠け、偽造に該当すると主張する⁴⁶⁾。この見解では、(3)の要件である、法的許容性が最も重視されていると言える。その意味で、実質的に、文書の性質から法令上の要請がある文書について名義人の承諾を無効とする、判例の立場と同様であると考えられる。

現実に起こり得るか否かの議論はさておき、仮に、突如運転中に腕を負傷し、署名できない状態に陥った運転手に代わって、助手席に座っていた者が、取締官の同意を得た上で、交通事件原票中の供述書欄に運転手の氏名を署名した場合、この代筆は許されると考えられる⁴⁷⁾。したがって、交通事件原票中の供述書欄は、文書の性質上、作成名義人以外のものが作成することが法令上許されない文書であるとは考えられないため、私文書偽造罪が成立する根拠を、法令上の要請に求めることは適切といえない。

第4目 一身専属的事項を証明すべき文書であることを理由とする見解

本見解は、裁判例および学説のいずれにもみられる。例えば、山中敬一は、文書を処分文書と証明文書に分類する。このうち、処分文書（権利義務に関する文書）は、個人の処分しうる意思表示をなす文書であるのに対し、証明文書（事実証明に関する文書）は、実際に一定の事実を知見した者が、その「知見」を表示する文書であるとされる⁴⁸⁾。例えば、事実証明に関する文書である交通事件原票の供述書に、承諾を得て他人の名義を記載する場合、「知見表示」をなすのは「知見」の保有者のみであり、名義人となりうる者が限定されるとする⁴⁹⁾。すなわち、交通事件原票の供述書に関する事例の場合（例えば、Aの承諾を得て、Bが、A名義の交通事件

原票の供述書を作成した場合）、実際に知見していないAは名義人となり得ず、有形偽造が成立するという理論であろう。しかし、この場合、実際に知見していない者が名義人となり得ないなら、この文書の名義人は誰であるのか明確でない。

また、裁判例でも同様の立場をとるものがある。前掲東京高判昭和54年8月28日は、「本件における供述書の場合、……その内容は自己の違反事実の有無等当該違反者個人に専属する事実に関するものであつて、名義人が自由に処分できる性質のものではなく、……名義人自身によつて作成されることだけが予定されているもの」であるとしている。この見解は、前掲福岡高判昭和55年7月22日でも維持されている。これらの裁判例も学説と同様、名義人が明らかにされていない点で疑問が残る。

第5目 特殊な公用文書であることに基づく見解

特殊な公用文書であることから名義人の承諾を無効とする見解は、交通反則切符事例①や前掲東京高判昭和54年8月28日において示されている。例えば、交通反則切符事例①では「本件における供述書の場合、……その内容は違反事実の有無等当該違反者個人に専属する事実に関するものであつて、通常の私文書とは著るしく趣きを異にし、専ら道路交通法違反事件処理という公の手續内において用いられるべきものである」として、名義人による承諾を無効とした。もっとも、両裁判例では、公の手續内において用いられる文書であることに言及されているが、交通事件原票の供述書は、事実証明に関する私文書であり、公の手續内で用いられることを根拠に、他の私文書と異なる扱いをすることについての説明が不足しているように思う。

第6目 制度趣旨に基づく見解

名義人と作成者の同一性が制度上要求される文書については、その文書の性質上、名義人の承諾があっても他人名義を使用することは許されないとの見解が示されている。例えば、阿部純二は、交通事件原票の供述書について、一般の供述調書とは異なり、名義人と作成者との同一性の確保が

制度上要求される文書であると指摘している⁵⁰⁾。供述書の文書の機能として、名義人自身が交通違反を犯したことを公証する役割があるとし、他人の名義を用いることは、この公証機能を損なうため、有形偽造に該当すると説明する⁵¹⁾。また、阿部と同様に制度趣旨に着目する見解は、林陽一によっても主張されている。林は、反則切符等では、事件の簡易迅速な処理のため、名義人と作成者の同一性を事後に確認する手続が排除されており、名義人と作成者の同一性を保障することが必須の条件であるとしている⁵²⁾。

制度趣旨に着目する見解については、次の二点において疑問が生じる。第一に、名義人と作成者の同一性を事後に確認するための制度的な手続きは排除されておらず、事後の確認が可能であることから⁵³⁾、この制度趣旨を根拠とする見解には疑問の余地がある。第二に、本見解が供述書の文書機能を公証機能に求めている点であるが、供述書に公証機能を付与する論理的根拠が明確ではなく、その適用にはさらなる検討が求められる。

第7目 表示内容の責任転嫁の不可能性に基づく見解

表示内容に関して、名義人に責任を転嫁することが不可能であることを理由に有形偽造を肯定する代表的な論者としては、大谷實、中森喜彦、高橋則夫、井田良が挙げられる⁵⁴⁾。

大谷は、観念説の立場に立つ以上、形式的にみると文書に表示された意思または観念の主体と作成者との間に人格の同一性についての偽りはないといわざるをえないとした上で、「文書の性質上、表示された意思・観念についての責任の転嫁が許されず、その名義人自身による作成すなわち自署だけが予定されている文書については、事前に名義人の同意があっても、その名義人は文書の意思・観念の主体となることはできないから、その同意は無効であり、権限なくして他人の名義を冒用したことに当たると解すべきである」として有形偽造を肯定する⁵⁵⁾。中森も同様に、「およそ代理ということが考えられず、表示内容についての責任の移転がありえない場合である限り、他人名義での作成は責任の所在を偽るものということができ」として有形偽造を肯定する⁵⁶⁾。

この説に対しては、内容虚偽の事実証明文書については、名義人がその内容どおりの責任をとりえないことは、本罪が当然に予定していることであるとの批判がなされている⁵⁷⁾。

第8目 名義人の承諾が違法性を阻却せしめるに至るかに基づく見解

飛田清弘は、名義人の承諾があるとされる場合でも、名義人が当該文書を作成しようとする意思の主体であって、タイピスト又は代筆者に依頼して自己の名義の私文書を作成させるような場合と、当該文書を作成しようとする意思の主体が、名義人ではなく、現実には他人名義の文書を作成した者であると認められる場合であって、その作成者が当該他人に頼み込んでその名義を使用することについての承諾をようやく取りつけたような場合を、分けて考えるべきであるとされる⁵⁸⁾。後者の場合の文書の作成者は、現実には他人名義の文書を作成した者であり、当該作成者の行為は、私文書偽造罪の構成要件に該当すると解される⁵⁹⁾。

例えば、交通事件原票の供述書に関する事例の場合（例えば、Aの承諾を得て、Bが、A名義の交通事件原票の供述書を作成した場合）、供述書を作成しようとした意思の主体は、違反を犯したBであり、Bが他人名義の供述書を作成したのであるから、Aの承諾の有無にかかわらず、Bの行為は、私文書造罪の構成要件に該当するとされる。その上で、最終的に同罪が成立するかどうかは、当該名義人の承諾が違法性を阻却せしめるかどうかにかかっているということとなり、この場合、名義人の承諾が違法性を阻却せしめるに至るかどうかは、当該「文書」及び名義人の「承諾」のそれぞれの内容等を具体的に検討した上で、判断されるべきものということになるとして、有形偽造の成立を肯定する⁶⁰⁾。

飛田説によると、承諾の経緯の違いが結論の差異をもたらしており、結論に合わせて場当たり的な区別を行っているにすぎないといえる。

第2款 文書偽造概念からみて内在的な理由で有形偽造の成立を肯定する説について

第1目 名義人に属性を取り込む見解

本見解は、責任追及説に基づき文書の名義人を実質的に解釈する説で、名義人に一定の属性を取り込む考え方である。責任追及説によると、作成者とは「文書作成に関する責任主体」であり、名義人（文書作成に関する作成主体として認識される者）に対して文書作成についての責任を追及できる場合に、有形偽造を否定する⁶¹⁾。

西田典之は、道路交通法126条や旅券法3条などの法令趣旨や文書の性質から、一定の場所的状況において作成されることが予想されている文書については、名義人と作成者の同一性が偽られており、有形偽造の成立を認めてよいとする⁶²⁾。例えば、交通事件原票は交通違反行為の現場で、入試の答案は試験場で、旅券の申請書は公務所に出頭して作成されることが予定されており、これらの文書の名義人は、単なるAではなく、「警察官により違反者と認定されたA」、「実際に受験したA」、「公務所に出頭したA」だとする⁶³⁾⁶⁴⁾。このように理解された名義人の承諾を得ていない以上、名義人と作成者の人格の同一性が偽られているとして、有形偽造の成立を認める立場である。

本説は、名義人の概念に着目し、名義人概念を実質的に理解することで、有形偽造を肯定する点に特徴がある。しかし、責任追及説と属性を取り込むことに関連性を欠き、肩書きの冒用と、名義の冒用を混同しているといえる。

第2目 承諾者の意思に着目する見解

酒井安行は、ドイツの意思説では、承諾によって承諾者が作成者となるために、承諾の存在のほか、(a)承諾者が「代理される意思」（他人の手を借りて自らの文書を作る意思）を有すること、(b)物理的作成者（被承諾者）に、「代理する意思」（他人のためにその文書を作ってやる意思）があること、(c)代理の法的許容性が必要であることの3つの要件が必要と

されることに着目し、問題となるのは、被代理意思、つまり、他人に自分の文書を作ってもらう意思、文書作成について自分が責任を負い、自分に効果を及ぼせる意思であるとする⁶⁵⁾。その上で、交通切符に関する判例について、承諾者の意思は、違反者を表示する名称として自己の名前を用いることを許した、いわゆる名義貸しにすぎないのであって、承諾者自ら文書を作るという意思ではないことを根拠とし、結論において判例を支持する⁶⁶⁾。また、このような場合、罰金・反則金も違反者が払うのが通常であり、その意味でも承諾者にとって「効果」は、違反者に及ぶとする。一方、替え玉受験に関する判例については、自分の文書を作らせ、自分に効果を及ぼせる意思があるため、偽造ではないと結論づける⁶⁷⁾。

酒井説は、平野説よりも効果の帰属を徹底させた見解であるが、名義人の意思が文書に表示されていることと、名義人がその効果を引き受けるかどうかは別の問題である。それにもかかわらず、酒井説では、名義人の意思と効果の引き受けが混同されており、意思の帰属と効果の帰属を同視している点に問題があると考えられる。

第3目 代理・代筆と単なる承諾の区別に着目する見解⁶⁸⁾

本見解を主張される松宮孝明は、あらかじめ同意を得て、交通反則切符の供述書欄に友人Yの名を自己Xの名と偽って書く場合、XにYの意思観念を代理表示する意思はなく、「Y」という署名を「Y代理人X」の省略と読むことはできず、作成者はX、名義人はYとなり、作成者と名義人の人格の同一性が偽られているとして、有形偽造の成立を肯定する⁶⁹⁾。同様に、替え玉受験による入試答案の場合も、真の作成者と文書上の作成者（名義人）は異なるとして、有形偽造を肯定する⁷⁰⁾。判例のいう「文書の性質」ではなく、署名が代筆または代理名義の省略とみられるか否かが問題であり⁷¹⁾、他人の名前の記載が代理人名義の省略とみられる場合や、単なる代筆の場合には、名義冒用はなく、有形偽造は成立しないとされる⁷²⁾。

第4目 名義人自身の意思ないし観念の表示に着目する見解

判例のいう文書の性質論は、理論的に問題があり、「偽造」概念そのも

のによる問題解決が必要と主張されるのは、安達光治である⁷³⁾。例えば、交通事件原票の供述書に関する事例の場合（例えば、Aの承諾を得て、Bが、A名義の交通事件原票の供述書を作成した場合）、BはAの代わりではなく、専ら自己のためにAの氏名を交通切符に記入したのであり、そこにはAが違反した旨の観念の表示は認められず、名義人と作成者との人格の同一性に齟齬が生じるとして、有形偽造を肯定する⁷⁴⁾。替え玉受験事例も、試験の答案に名義人の観念が表示されているとはいえないとし、結論において判例を支持される⁷⁵⁾。

しかしながら、これらの偽造概念そのものからの説明を試みる見解に対しては、代理・代筆の場合であるか、単なる名義使用の承諾の場合であるかを区別するためには、文書の性質を踏まえなければ判断できず⁷⁶⁾、これらの区別が明確な基準になっていないとの批判が考えられる。

第4章 判例および学説の検討

第1節 否定説の検討

有形偽造否定説に対しては、次のような疑問が生じる。

第一に、その結論の妥当性について問題があると考えられる。交通事件原票の供述書や入学試験の答案について、果たして文書に対する公共の信用が損なわれていないと断言できるであろうか。

平野説では、文書の作成名義人が法律効果を引き受ける限り、その文書に対する公共の信用は損なわれないとされている⁷⁷⁾。しかし、この見解を一般化することが適切かどうかは、慎重な検討が必要である。例えば、替え玉受験の事例では、確かに名義人が効果の引受けを期待しているかもしれないが、入学者選抜の目的は「当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定すること」⁷⁸⁾にある。この目的に照らすと、入学希望者本人の観念が文書上に表示されていることが求められる。しかし、替え玉受験の事

例では、替え玉受験者の観念が答案用紙に表示されているため、名義人と作成者の人格の同一性が偽られ、公共の信用が害されているといえるのではないだろうか。すなわち、平野説は、名義人の意思が文書に表示されていることと、名義人が法律効果を引き受けることが別の問題である点を見逃していると考えられる。

また、平野は、交通事件原票の供述書に関する事例において、名義人による法律効果の引受けを肯定している。しかし、名義人は自身の名義使用を承諾したにすぎず、違反に伴う法律効果の引受けまでは承諾していないと考えられる。実際に反則金も違反者本人が支払っていると考えられるため、法律効果の引受けを前提とする平野説には疑問が残る。

第二に、平野説が前提とする規範的意思説、また、林説が前提とする事実的意思説の両面の妥当性について問題があるだろう。

まず、規範的意思説については、林説からの批判が妥当するだろう。第一に、規範的意思説は、権利・義務に関する文書については妥当しても、事実証明に関する文書については妥当しえない、との批判である⁷⁹⁾。例えば、事実証明の文書である交通事件原票では、名義人から反則金の納付を求めうるか否かを問題としうるが、罰金の取り立ては、いわばその文書から派生する副次的な手続きにすぎず、この派生的・副次的な手続の性質によって、文書の真正・不真正が決定されるのは不当であると指摘する⁸⁰⁾。第二に、規範的意思説を徹底すると、例えば、公序良俗に反する意思表示を内容とする自己名義の文書を作成した場合にも有形偽造が成立するが、このような文書は真正に作成されたものと解すべきであり、たとえ名義人に法律上の効力や効果が帰属しえないとしても、そのことから直ちに有形偽造としてはならない、と批判する⁸¹⁾。

次に、林説が主張する事実的意思説についても検討の余地がある。第一に、事実的意思説によると、名義人が「文書作成主体としての責任」を負うか否かは、名義人の表示意思に事実上基づいて文書が作成されたか否かに依拠すると推測されるが、「文書作成主体としての責任」の内容は不明

確であり、作成者概念を事実的意思説によって理解すべき実質的根拠が十分に示されていないとの批判がある⁸²⁾。第二に、林説によると、明らかに虚無人名義の文書を作成した場合にも有形偽造の成立が認められ、不当な結論に帰着するとの批判がある⁸³⁾。そもそも、事実的意思説と規範的意思説に分けること自体が失当であるとの批判もある⁸⁴⁾。

以上のことから、有形偽造の成立を否定する立場は、その結論および理論の両面の妥当性に大きな問題があるといえる。仮に、名義人が反則金の納入をも引受ける意思を有していたとしても、手続上は、違反者の特定が求められるため、名義使用の承諾という当事者間の合意が、取引の相手方に対して公共の信用を損なわないものとする保証にはならない。その意味で、両者の合意は偽造罪の成否に直接影響を与えるものではなく、たとえ当事者が合意していても、公共の信用が害される可能性は十分に考えられる。

さらに、文書の作成について承諾があったとしても、その文書に承諾者の意思がただちに反映されるとは限らず、承諾と意思表示は別問題である点も看過してはならない。

第2節 肯定説の検討

第1款 文書偽造概念からみて外在的な理由で有形偽造の成立を肯定する説について

文書偽造概念からみて外在的な理由で有形偽造の成立を肯定する説について検討する。

第1目 違法な目的による承諾を無効とする見解

違法目的による承諾を無効とする見解についてであるが、たとえ違法な目的で承諾がなされた場合でも、それが直ちに文書の作成権限の否定に結びつくわけではない。違法な目的で作成された文書であっても、文書の作成権限自体が否定されないのと同様に、違法な目的による承諾があったとしても作成権限が否定されるわけではない⁸⁵⁾。したがって、目的の違法性

と有形偽造の成否は本来別問題であり、違法な目的による承諾を理由に有形偽造の成立を認めるべきではないと考えられる。

また、本見解は、名義使用の承諾と被害者の承諾を混同しているとの指摘ができる。例えば、保険金詐取を目的として、自動車事故を装い、被害者の同意を得て車両を衝突させ保険金を請求する場合における「被害者の同意」と、文書における「名義人の承諾」とは本来区別されるべきものである。それは、文書偽造罪における被害者といえるのは、文書が行使される相手方であり、名義人の承諾が被害者の承諾になり得ないからである。しかし、本見解ではこれらの異なる承諾が混同されており、違法な目的に基づく承諾を無効とする点に大きな問題がある。

第2目 自署性の要求に基づく見解

自署性を要求する見解は、観念説を前提としているにもかかわらず、特定の文書に対してのみ事実説を適用し、有形偽造を肯定する。我が国が観念説の立場を前提としているにもかかわらず、特定の文書に限って事実説を援用することの理論的根拠が十分に示されていない。また、観念説と事実説を使い分けることの妥当性にも疑問が残る。さらに、この見解には次のような批判もある。例えば、怪我のため代筆を頼むことも許されなくなるという問題が生じるほか、自筆証書遺言の代筆をすることも本罪にあたることになるが、この場合は、単に民法の定める要式に反し無効であるにとどまり（民法968条参照）、名義人の意思に基づく以上、本罪の成立を認めるのは不当であるとの批判である⁸⁶⁾。

そもそも、自署性を要求する本見解には、どの文書において自署性が求められるかについての基準が明確に示されていないという問題がある。基準が不明確なままで自署性を必要とする結論を導いているため、結論の先取りであるとの批判を免れない。また、自署性の要求に関する基準が具体的に説明されていないため、本見解の妥当性には疑念が残ると言わざるを得ない。

第3目 法令上の要請に基づく見解

種々の法令上の要請がある文書であることを理由に名義人の承諾を無効とする見解については、次のような批判がある。第一に、交通反則切符事例②が、作成名義人以外の者が交通事件原票の供述書を作成することは法令上許されないとした決定理由に対して、「法令」について具体的な根拠規定が示されておらず、「一義的かつ明確な基準」を定立していないとの批判がある⁸⁷⁾。第二に、谷口裁判官が、交通反則切符事例③において、補足意見の中で、刑事訴訟法322条と刑事訴訟規則61条2項を具体的な根拠法令として指摘した点について、刑事訴訟法322条は、被告人の伝聞書面に関する例外の要件を定める規定であり、伝聞証拠の証拠能力の規定から、ただちに供述書が作成名義人の自署を要する文書であるとする論理に至るのかどうか疑問であるとの批判がある⁸⁸⁾。さらに、刑事訴訟規則61条2項についても、当該規則は書面等に関する署名、押印の特則であり、違反者が他人名義で供述書を作成するという交通事件原票に関する事例の行為態様は、名義人の代書とは異なることから、当該規則を援用することへの批判がある⁸⁹⁾。さらに、前記2つの規定は、交通事件原票の供述書にとどまらず、一般の刑事事件にもあてはまるものであり、両規定を私文書偽造罪の成否の根拠にすると、一般の刑事事件の供述書の場合も他人の氏名で作成すれば、私文書偽造罪に問われることになるのではないかとの指摘もある⁹⁰⁾。

奥村正雄が批判するように、法令の要請に言及する説は、自署性が要求される文書に関する一義的かつ明確な判断基準を示しているとは言えない。また、私文書偽造罪の成否という実体法の解釈問題に、手続法の要件を援用する妥当性が明らかでないばかりか、そもそも法令上の要請に違反することと、有形偽造の成立は直結しない。これらを考慮すると、種々の法令上の要請がある文書であることを理由に名義人の承諾を無効とする見解には、問題があるといえる。

第4目 一身専属的事項を証明すべき文書であることを理由とする見解

一身専属的事項を証明すべき文書であることを理由とする見解には、次の批判が可能である。すなわち、「一身専属的事項を証明すべき文書」とは、文書内容に名義人の観念が表示されていることが必要な文書であり、文書内容が名義人の観念によるものであることが保証されるべき文書を指すと考えられる。この観点からすると、「文書の性質」によって有形偽造の成否を判断するのではなく、表示された観念の主体が誰であるかに基づいて、有形偽造の成否を判断することが妥当である。また、一身専属的な事実に関する文書であっても、代書等、事前の承諾により他人名義で作成することが許される場合があるため、違反事実等が当該個人に専属することを根拠に、文書の作成権限を否定する理由付けは、かならずしも正確ではないとの批判もある⁹¹⁾。

第5目 特殊な公用文書であることに基づく見解

特殊な公用文書であることから名義人の承諾を無効とする見解については、次の2点について批判が可能であろう。第一に、任意提出書、還付請求書、所有権放棄書など、公的な手続に用いられる私文書であっても、所有者又は占有者の承諾のもとに本人の氏名を用いて作成された場合、私文書偽造罪は成立しないと考えられ、作成名義人の承諾の効力がすべて排除されるわけではないとの批判である⁹²⁾。第二に、入試の答案や消費者金融会社が設置する自動契約機を通じて極度借入基本契約締結等を申し込むための申込書は、大学や消費者金融会社に対して提出される文書であり、公的手続きに用いる私文書には該当しない。しかしながら、判例においては、これらの文書についても有形偽造の成立が認められている。そのため、これらの文書を特殊な公用文書とみなして名義人の承諾を無効とする見解では、判例の結論に反対するのではない限り、入試の答案や自動契約機による申込書における説明が不十分であり、妥当性に欠けると考えられる。

第6目 制度趣旨に基づく見解

制度趣旨に着目し名義人の承諾を無効とする見解については、第3章で

言及したように、名義人と作成者の同一性を事後に確認するための制度的手続きは排除されておらず、事後確認が可能である。このことから、制度趣旨の解釈には誤りが含まれており、この制度趣旨を根拠とする見解には疑問が生じる。さらに、文書が用いられる制度の構造と私文書偽造罪の成否は別問題であり、処罰の必要性を述べているにすぎないとの批判⁹³⁾や、反則制度は、手続きの厳密さよりも簡易・迅速性が優先されている制度であり、反則制度に自署性が要求されると、簡便な手続きにおいて自署性を厳格に要求することになり、当該趣旨に反するとの批判もある⁹⁴⁾。

制度趣旨を考慮することは、意思主体を確認するうえで一定の意義を持つといえる。しかし、佐伯説からの批判が示す通り、制度趣旨と私文書偽造罪の成否は本来別の問題である。加えて、制度趣旨に着目したとしても、各文書の制度趣旨は異なるため、個別具体的に判断せざるを得ない。したがって、制度趣旨を根拠に、名義人の承諾を無効とする本見解は、十分に基準を示しているとはいえないだろう。

第7目 表示内容の責任転嫁の不可能性に基づく見解

表示内容についての名義人への責任転嫁があり得ないことを理由に有形偽造を肯定する見解に対しては、内容虚偽の事実証明文書については、名義人がその内容どおりの責任をとりえないこと（虚偽を真実にできないこと）は本罪が当然に予定していることである⁹⁵⁾、との西田説からの批判が妥当するであろう。この西田説による批判は、事実証明文書において責任転嫁の不可能性は特別の理由付けにはならず、処分文書と事実証明文書を混同しているとの批判であると解釈できる。また、文書の有効・無効と偽造罪の成否は別問題であるとの批判が可能であろう。例えば、学長名義の成績証明書に、職員が成績証明書に虚偽の成績を書き込んだ場合、その文書を有効とせざるを得ない場合もあるように思われるが、当該文書には学長ではなく、職員の観念が表示されていることから、私文書偽造罪が成立すると考えられる。このように、事実証明文書においても、責任転嫁の不可能性だけでは説明できない事例が存在するように思われる。このように

考えると、名義人への責任転嫁があり得ないことを理由に有形偽造を肯定する本見解は、本来処分文書について問題となる責任転嫁の論理を事実証明文書に適用したものと評価できる。よって、両者を混同して責任転嫁の不可能性のみを根拠に偽造の有無を論じることは適切でないと考えられる。

第8目 名義人の承諾が違法性を阻却せしめるに至るかに基づく見解

名義人の承諾が違法性を阻却せしめるに至るかどうかに基づく見解については、事実説の立場が前提になっているとの批判が可能であろう。飛田説によると、代筆のような場合と名義使用の承諾を取りつけたような場合とを区別し、後者の場合の文書の作成者は、現実には他人名義の文書を作成した者であるとする⁹⁶⁾。現実には文書を作成したものを作成者とする本見解は、事実説に基づくものである。我が国が観念説の立場に立つ以上、特定の承諾事例に対してのみ、事実説を援用することの根拠が不明確である。また、名義人の承諾が違法性を阻却せしめるに至るかどうかは、当該「文書」及び名義人の「承諾」のそれぞれの内容等を具体的に検討した上で判断されるべき⁹⁷⁾、とするが、特に検討すべき具体的な文書や承諾の内容についても明示されておらず、結論に合わせて場当たりの区別を行っているにすぎないといえる。よって、名義人の承諾と違法性阻却に基づく本見解は妥当でないと考える。

第2款 文書偽造概念からみて内在的な理由で有形偽造の成立を肯定する説について

文書偽造概念からみて内在的な理由で有形偽造の成立を肯定する説について検討する。

第1目 名義人に属性を取り込む見解

名義人に属性を取り込む見解に対しては、一定の属性をいかに設定し、その理由をどこに求めるかが明らかでないとの批判がある⁹⁸⁾。例えば、替え玉受験事例の場合、なぜ実際に試験場で受験した者であることが入試答案の名義人の属性となるのか、すなわち、なぜ単なる「出願者A」ではなく、実際に「試験場で受験したA」が作成名義人となるのが問題となる

との指摘である⁹⁹⁾。

また、名義人に属性を取り込めば、例えば、一般旅券発給申請書の申請者欄に、「A代理人B」と明記した場合にまで偽造を認めることになり、不当な結論であるとの批判がある¹⁰⁰⁾。「A代理人B」名義での代理文書の名義人は、Aのはずであるが、本見解によれば、BがAから現に代理権を与えられており、ゆえに観念説ではAが作成者であったとしても、公務所で作成すべき旅券発給申請書に記載されている名義人は「公務所に出頭したA」となって、出頭していないAとは別人となり、結論として有形偽造が認められ不当であるとされる¹⁰¹⁾。

思うに、一定の場所的状況において作成されることが予想されている文書とは、文書内容に名義人の観念が表示されていることが必要な文書であり、文書内容が名義人の観念によるものであることが保証されるべき文書を指すと考えられる。この観点からすると、名義人に属性を取り込んで名義人と作成者の人格の同一性を考慮するのではなく、表示された観念の主体が誰であるかに基づいて、名義人と作成者の人格の同一性を判断することが妥当であると考ええる。

第2目 承諾者の意思に着目する見解

承諾者の意思に着目する見解については、そもそも承諾者の意思に着目する根拠が明確でないとの批判が可能であろう。酒井説は、被代理意思、すなわち承諾者が自己に効果を及ぼせる意思を重視するが、名義人の意思が文書に表示されていることと、名義人がその効果を引き受けるかどうかは別問題である。文書偽造罪において重視すべきは、承諾者の意思ではなく、文書が行使される第三者に対して、名義人と作成者の人格の同一性が偽られているか否かという点である。たとえ承諾があったとしても、承諾者の観念がただちに文書上に表示されるわけではなく、承諾と観念の表示は直結しないため、被害者となり得る第三者に対する公共の信用の保護が重要であると考えられる。しかし、承諾者の意思に着目する本見解では、名義人の意思と効果の引受が混同されており、意思の帰属と効果の帰属が

同視されている点に加え、承諾者の意思に着目する根拠が不明瞭である点に問題があるといえる。

第3目 代理・代筆と単なる承諾の区別に着目する見解

代理・代筆か単なる承諾かに着目する見解については、次の2点が指摘されている。第一に、本見解においても、文書の性質を考慮せざるを得ないとの批判である¹⁰²⁾。たしかに、代理・代筆と単なる承諾の区別に着目する見解においても、文書の性質を無視することはできない。しかし、文書に表示された意思・観念の現実主体を作成者とする観念説の定義からすると、文書の性質から意思・観念の主体が決まるのではなく、むしろ意思・観念の主体に基づいて文書の性質が考慮されるべきである。第二に、責任追求説の観点から、代理・代筆と単なる名義使用の承諾とで異なる扱いをする必要はないとの批判がある¹⁰³⁾。

第4目 名義人自身の意思ないし観念の表示に着目する見解

名義人自身の意思ないし観念の表示に着目する見解については、代理・代筆か単なる承諾かに着目する見解と同様に、文書の性質を考慮せざるを得ないため、明確な判断基準でないとの批判が考えられる。

しかし、前述のように、観念説の定義に基づく、文書上に誰の意思・観念が表示されているかによって作成者が決まるため、「文書の性質」に依拠して作成者が決定するのではない。また、「文書の性質」も、結局のところ、誰の観念が表示されるべき文書であるかという観点に基づいている。したがって、文書の性質を考慮せざるを得ないとする批判は、本質的なものではないといえる。

さらに、文書上に誰の観念が表示されているかを考慮することは、必ずしも「文書の性質」論に依拠するものではない。例えば、替え玉受験の事例（例えば、Aの承諾を得て、Bが試験を受け、A名義の答案を作成した場合）では、入試の答案という「文書の性質」論を持ち出さずとも、名義人はA、作成者はB（答案には替え玉受験者であるBの観念が表示されているため）として、有形偽造の成立が認められるからである。よって、

「文書の性質」に依拠せずとも、名義人自身の意思ないし観念の表示に着目することで、偽造概念そのものから有形偽造の成否を説明することが可能となる。

第3節 名義人自身の意思と観念の表示に着目する説による問題解決の妥当性

我が国が観念説の立場に立つ以上、有形偽造の成否は、名義人自身の意思ないし観念の表示に着目し、偽造概念そのものに基づいて検討されるべきである。

観念説の定義に従えば、名義人の承諾がある場合には、文書上に名義人の意思・観念が表示されていると考えられ、作成者と名義人の人格の同一性に齟齬が生じることはない。このため、原則として有形偽造とはならない。その例として、社長秘書が社長の指示を受けて社長名義の文書を作成した場合、文書に表示された意思・観念の主体は名義人である社長となり、有形偽造は成立しない。

しかし、名義人の承諾が、ただちに文書偽造罪の不成立を導くのではない。作成者と名義人の人格の同一性に齟齬が生じる場合には、有形偽造が成立する。よって、名義人の事前承諾が問題となる各事例は、承諾の有無そのものよりも、作成者と名義人の人格の同一性に齟齬が生じているか否かが重要となる。そのため、判例の「文書の性質」論に基づいて解決されるのではなく、名義人自身の意思・観念の表示に着目し、偽造概念そのものから解決されるべきである。

これは、文書制度の意義に照らし合わせても明らかである。文書とは、人の意思・観念を書面に表示して固定し、権利・義務や事実の証明のために用いる制度であるため、文書制度にとっては誰が表示された意思の主体であるかが重要であり¹⁰⁴⁾、名義の冒用を処罰する形式主義においては、文書が真に名義人の意思ないし観念を表示したものか否かが重要となる¹⁰⁵⁾。そのため、名義人の事前承諾が問題となる各事例でも、名義人自

身の意思・観念の表示に着目し、偽造概念から内在的な根拠づけによる問題解決が妥当であるとする。

では、本稿の採用する名義人自身の意思ないし観念の表示に着目する見解によれば、名義人の事前承諾が問題となる各事例はどのように判断されるであろうか。

まず、交通反則切符事例を私見に基づき再検討する。交通事件原票中の供述書には、「私が上記違反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりであります」との不動文字が印刷されており、ここでいう「私」とは、実際に交通違反をしたAを指すものであると解釈できる。また、Aは取締りから逃れるためという、自己の目的をもってBの名義を使用していることから、Bの意思をAが代理した代理文書であるとも考えられない。よって、供述書の意思・観念の主体は実際に署名したAであり、名義人はBであることから、作成者と名義人の人格の同一性に齟齬が生じ、私文書偽造罪が成立すると考えられる。

次に、替え玉受験事例については、答案用紙に表示されている観念の主体は、実際に入学試験を受けたXとなり、学力の偽りを前提としている替え玉受験では、XはYの観念を代理・代筆したものとも考えられない。よって、作成者はXとなる。一方名義人は、大学に受験したYであるから、名義人と作成者の人格の同一性が偽られており、有形偽造が成立する。

また、一般旅券発給申請書事例は、一般旅券発給申請書の名義人はA、一般旅券発給申請書に表示されている旅券の発給を求める意思主体はCである。したがって、作成者はC、名義人はAであるとして、作成者と名義人の人格の同一性が偽られており、有形偽造が成立すると考えられる。

さらに、ATMでの借入申込書事例では、YはXの代理で借入申込を行ったわけではなく、自己の目的をもってATMでの借入れ申込を行った。よって、借入申込書に表示された観念の主体は、実際に消費者金融会社のATMで借入申込を試みたYとなる。一方、名義人はXである。したがって、名義人と作成者の人格の同一性に齟齬が生じ、有形偽造となる。

最後に、住基カード事例についても、Yは自己のものとして使用する目的で住基カードの交付を申請しており、申請書類上には、Yの観念が表示されているといえる。したがって、作成者はY、名義人はXとなり、有形偽造が成立すると思われる。事前に名義使用の承諾を得ていたとしても、YはXの意思を代理したものとはいえず、Xは単に名義使用の承諾を与えたにすぎない。よって、作成者と名義人の不一致のため有形偽造が成立するだろう。

以上の判例の検討から、「文書の性質」に依拠することなく、観念説の立場に基づき、偽造概念そのものから私文書偽造罪の成否を説明することが可能である。また、名義使用の承諾がある場合に私文書偽造罪が偽造とまらないのは、社長秘書が社長の指示を受けて社長名義の文書を作成した場合など、代理・代筆といった特定の状況に限られるのではないかと考えられる。名義人自身の意思ないし観念の表示に着目し、これを徹底すると、名義使用の承諾があった場合における私文書偽造罪の成否は、結論として代理・代筆の場合か単なる承諾かの場合かの区別によるものと同様であると結論づけることができる。

このように、代理・代筆と単なる承諾に着目すると、文書の性質についての錯誤が問題となった金品出納簿事例は、BがAの代筆であると認識していた点で、他の判例と異なっている。よって、Bは、Aの代わりに差入れを行ったためAの氏名を書くものと誤信していたと考えられ、意思の主体（作成者）も当然にAであると認識していたのであろう。そうすると、Bの錯誤は、文書の性質についての錯誤というよりも、むしろ偽造の意義に関わる事実の錯誤であった¹⁰⁶⁾、との見解が妥当であろう。

おわりに

本稿では、名義使用の承諾に関する判例および学説を検討し、観念説の立場からの問題解決をはかった。我が国が観念説の立場に立つ以上、名義

人自身の意思ないし観念の表示に着目し、偽造概念そのものから解決されるべきであるとの結論に至った。

学説は多岐にわたるが、その多くは観念説の適切な理解に立つものとは思われない。とりわけ、判例が依拠する文書の性質論は、他人名義の作成が許されない文書の性質が明らかにされていない以上、有形偽造が成立するか否かは裁判所の判断を待たねばならず、行為の時点で有形偽造に該当するか知り得ないため、刑法の保障機能を損なうことに繋がりがかねない。

観念説からの問題解決を試みた結果、単に承諾の有無そのものは有形偽造の成立を否定する決定的な要因とはならず、承諾事例が偽造とならないのは、代理や代筆といった特定の状況で作成された文書に限られると考えられる。

今後の課題としては、代理や代筆による文書作成において、特に作成権限の範囲やその逸脱・濫用がどのように評価されるべきかを解明する必要がある。また、「偽造」が作成者と名義人の人格の同一性を偽る行為である以上、名義人概念の正確な理解が不可欠である。これに関して、代理・代表名義の冒用事例、仮名での文書作成事例、肩書詐称・資格冒用事例などを具体的に分析し、名義人概念の検討にもまたの機会に取り組みたい。

- 1) 大判昭和6年3月11日刑集10巻75頁、大判昭和14年7月26日刑集18巻444頁。
- 2) 東京高判昭和50年1月28日高刑集28巻1号22頁、東京高判昭和54年8月28日高刑集32巻2号173頁等。
- 3) 最決昭和56年4月8日刑集35巻3号57頁、最決昭和56年4月16日刑集35巻3号107頁等。
- 4) 東京地判平成10年8月19日判時1653号154頁。
- 5) 東京高判平成5年4月5日高刑集46巻2号35頁。
- 6) 仙台高判平成18年9月12日高刑速(平18)号329頁。
- 7) 東京高判平成29年6月20日高刑速(平29)号122頁。
- 8) 松宮孝明『刑法各論講義〔第6版〕』(成文堂、2024年)392頁。
- 9) 井上宜裕「フランス刑法における文書偽造」立命館法学375号・376号(2017年)1825頁。
- 10) 今井猛嘉「文書偽造罪の一考察(1)」法学協会雑誌112巻2号(1995年)168頁。
- 11) 浅田和茂ほか編『刑法各論』282頁〔松宮孝明〕(青林法学双書、1995年)。
- 12) 松宮・前掲注8)392頁。

- 13) 松宮孝明『先端刑法各論——現代刑法の理論と実務』（日本評論社、2021年）191頁。
- 14) 井上・前掲注9）1826頁。
- 15) 最判昭和51年5月6日刑集30巻4号591頁等。
- 16) 最判昭和59年2月17日刑集38巻3号336頁、最決平成5年10月5日刑集47巻8号7頁。
- 17) 松宮・前掲注8）396頁。
- 18) 今井・前掲注10）169-171頁参照。
- 19) 名義人に一定の属性を取り込み、有形偽造の成立を認めた判例として、最判昭和59年2月17日刑集38巻3号336頁、最決平成15年10月6日刑集57巻9号987頁、最決平成5年10月5日刑集47巻8号7頁がある。
- 20) 松宮・前掲注8）395頁。
- 21) 松宮・前掲注8）396頁。
- 22) 大塚仁『刑法概説（各論）〔第三版〕』（有斐閣、2000年）441頁参照。
- 23) 東京高判昭和50年1月28日高刑集28巻1号22頁、東京高判昭和54年8月28日高刑集32巻2号173頁、大阪地判昭和54年8月15日刑事裁判月報11巻7・8号816頁。
- 24) 成瀬幸典「名義人の承諾と文書偽造罪(1)」法学67巻1号（2003年）7頁参照。
- 25) 本件では、Yは、Xの承諾があるものと誤信していたにすぎない。そのため、厳密には名義人の承諾事例とはいえず、傍論として、名義人の事前承諾があっても私文書偽造罪が成立すると認められた事例である。なお、この場合、承諾を誤信していても私文書偽造罪の成立が認められるとするなら、名義人の承諾の誤信は、私文書偽造罪の故意に影響するものとはならないことになる。詳細は、松澤伸「名義人本人の承諾を得ていたとしても私文書偽造罪の成立が認められるとされた事例」刑事法ジャーナル11号（2008年）99頁以下参照。
- 26) なお、住基カードは、現在発行されていない。
- 27) LEX/DB 25571793
- 28) 平野龍一『犯罪論の諸問題(下)各論刑事法研究第2巻一Ⅱ』（有斐閣、1982年）408頁。
- 29) 平野・前掲注28）408頁。
- 30) 平野・前掲注28）408頁。
- 31) 林幹人『刑法各論〔第2版〕』（東京大学出版会、2007年）355頁。
- 32) 林・前掲注31）360頁。
- 33) 林幹人『現代の経済犯罪——その法規制の研究』（弘文堂、1989年）151頁。
- 34) 林幹人「有形偽造に関する二つの新判例をめぐって」法曹時報45巻6号（1993年）8-9頁、同・前掲注31）360-361頁。
- 35) 木村亀二『刑法各論』（法文社、1957年）248頁。
- 36) 中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』（有斐閣、2015年）217頁。
- 37) 川端博「1 私立大学の入学試験の答案は、刑法159条1項にいう事実証明に関する文書に当たるとされた事例 2 いわゆる替え玉受験による私立大学の不正入試の事案につき、有印私文書偽造、同行使罪の成立が認められた事例」判時1445号〔判評410号〕（1993年）228頁以下、前田雅英『刑法各論講義〔第7版〕』（東京大学出版会、2020年）398-399頁。
- 38) 川端・前掲注37）232頁。

- 39) 前田・前掲注 37) 398-399頁。
- 40) 前田・前掲注 37) 399頁。
- 41) 最決昭和56年4月16日刑集35巻3号108頁。
- 42) 奥村正雄「名義人の事前承諾と私文書偽造罪の成否——交通事件原票下欄の供述書の偽造——」同志社法学169号(1981年)133-134頁。
- 43) 吉田淳一「名義人の事前の承諾と私文書偽造罪の成否」警察学論集28巻8号(1975年)175頁。
- 44) 福田平『全訂刑法各論[第3版増補]』(有斐閣、2002年)97-98頁。
- 45) 伊藤涉ほか編『アクチュアル刑法各論』385頁〔成瀬幸典〕(弘文堂、2007年)。
- 46) 成瀬・前掲注 45) 385頁。
- 47) 松宮・前掲注 11) 304頁。
- 48) 山中敬一『刑法各論[第3版]』(成文堂、2015年)607頁。
- 49) 山中・前掲注 48) 615-616頁。
- 50) 阿部純二「他人の氏名が限られた範囲で被告人を指称するものとして通用していた場合において右氏名を用いて交通切符中の供述書を作成した所為と私文書偽造罪の成否」判時1049号〔判評284号〕(1982年)234頁。
- 51) 阿部・前掲注 50) 234頁。
- 52) 林陽一「交通切符又は交通反則切符中の供述書を事前の承諾を得て他人名義で作成した場合と私文書偽造罪の成否」警察研究53巻8号(1982年)55頁。
- 53) 松宮・前掲注 13) 199頁参照。
- 54) 大谷實『刑法各論講義[新版第5版]』(成文堂、2019年)483頁、中森・前掲注 36) 217頁、高橋則夫『刑法各論[第4版]』(成文堂、2022年)560-561頁、井田良『講義刑法学・各論[第2版]』(有斐閣、2020年)496頁。
- 55) 大谷・前掲注 54) 483頁。
- 56) 中森・前掲注 36) 217頁。
- 57) 西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論[第7版]』(弘文堂、2018年)397-398頁。
- 58) 飛田清弘「他人の承諾を得て交通事件原票中の供述書を他人名義で作成した場合における私文書偽造罪の成否」研修398号(1981年)48-49頁。
- 59) 飛田・前掲注 58) 49頁。
- 60) 飛田・前掲注 58) 51頁。
- 61) 今井猛嘉「文書偽造罪の一考察(4)」法学協会雑誌116巻6号(1999年)958-959頁。
- 62) 西田・前掲注 57) 398頁。
- 63) 西田・前掲注 57) 398頁。
- 64) なお、旅券の申請はオンラインで可能であり、必ずしも出頭する必要はない。外務省HP「国内からオンライン申請する」(2024年9月18日) https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004036.html 参照(2024年10月23日最終閲覧)。
- 65) 酒井安行「作成者・名義人の概念とその承諾」現代刑事法35号(2002年)44頁。
- 66) 酒井・前掲注 65) 45頁。
- 67) 酒井・前掲注 65) 45頁。

- 68) 同様の見解を示すものとして、内田文昭「名義人の承諾と文書偽造罪の成否」研修396号3頁以下。
- 69) 松宮・前掲注8) 401-402頁。
- 70) 松宮孝明『刑法各論講義〔第5版〕』（成文堂、2018年）396頁。
- 71) 松宮・前掲注8) 402頁。
- 72) 松宮・前掲注70) 396頁。
- 73) 安達光治「名義人の承諾と私文書偽造罪の成否」芝原邦爾ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論〔第5版〕』（有斐閣、2003年）191頁。
- 74) 安達・前掲注73) 191頁。
- 75) 安達・前掲注73) 191頁。
- 76) 西田典之ほか編『注釈刑法第2巻各論(1)』456頁〔今井猛嘉〕（有斐閣、2016年）。
- 77) 平野・前掲注28) 408頁参照。
- 78) 文部科学省HP「令和7年度大学入学者選抜実施要項」1頁（2024年6月5日）https://www.mext.go.jp/content/20240605-mxt_daigakuc02-000010813-3.pdf（2024年10月30日最終閲覧）。
- 79) 林・前掲注33) 132頁。
- 80) 林・前掲注33) 133-134頁。
- 81) 林・前掲注33) 135-136頁。
- 82) 成瀬幸典「名義人の承諾と文書偽造罪(2)」法学67巻3号（2003年）11-12頁。
- 83) 幾代聡「有形偽造の一考察(1)」東京都立大学法学会雑誌32巻2号（1991年）71頁。
- 84) 松宮・前掲注8) 395頁。同・「文書偽造罪における作成者と名義人について」立命館法学264号（1999年）355頁以下参照。
- 85) 西田・前掲注57) 397頁。
- 86) 西田・前掲注57) 397頁。
- 87) 奥村・前掲注42) 133頁。
- 88) 奥村・前掲注42) 133頁。
- 89) 奥村・前掲注42) 133頁。
- 90) 奥村・前掲注42) 133頁。
- 91) 小西秀宣「交通事件原票下欄の供述書の偽造」研修381号（1980年）102-103頁。
- 92) 木村栄作「交通切符中の『供述書』偽造と名義人の事前承諾」警察学論集29巻10号（1976年）172頁。
- 93) 佐伯仁志「名義人の承諾と私文書偽造罪の成否」松尾浩也ほか編『刑法判例百選Ⅱ各論（第4版）』（有斐閣、1997年）177頁。
- 94) 幾代・前掲注83) 67-68頁。
- 95) 西田・前掲注57) 397-398頁。
- 96) 飛田・前掲注58) 48-49頁。
- 97) 飛田・前掲注58) 51頁。
- 98) 山口厚『刑法各論〔第3版〕』（有斐閣、2024年）474-475頁。
- 99) 山口・前掲注98) 475頁。

- 100) 松宮・前掲注 84) 366-367頁 (注 3)。
- 101) 松宮・前掲注 84) 366-367頁 (注 3)。
- 102) 今井・前掲注 61) 1000頁 (注54)、同・前掲注 76) 456頁。
- 103) 今井・前掲注 76) 456頁。
- 104) 松宮・前掲注 11) 285頁。
- 105) 松宮・前掲注 11) 282-283頁。
- 106) 安達光治「警察留置施設の被留置者金品出納簿への他者の氏名記載と名義人の承諾」
法学セミナー805号 (2022年) 124頁。